

インドネシア新プロジェクトがスタート ～ビジネス環境改善のための 知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～

JICA 長期専門家

横 幕 孝 介

1 はじめに

インドネシアは、我が国にとって、安全保障上及び経済上、極めて重要な国であり、政府の「法制度整備支援に関する基本方針」¹（平成 25 年（2013 年）5 月改訂）において、最重要国として位置付けられるとともに、インドネシアに対する国別援助方針²（平成 24 年（2012 年）4 月）において、ビジネス・投資環境の改善や高等人材の育成支援等を通じた更なる経済成長への支援等がその重点分野とされている。

我が国のインドネシアにおける法制度整備支援³は、平成 14 年（2002 年）から本格化し、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組みを利用した日本国内での研修、法務省法務総合研究所（以下「法務総合研究所」という。）による現地調査・協議等が継続的に行われるようになり、これらの機会を通じて、インドネシア最高裁判所及び同法務人権省⁴関係者らとの交流が継続されてきた。特にインドネシア最高裁判所との関係では、平成 19 年（2007 年）4 月から平成 21 年（2009 年）3 月まで、JICA による「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」が実施され、同プロジェクト終了後も、同プロジェクト関係者を含む両国の法曹関係の有志により民間団体が設立されるなどしたほか、法務省独自の枠組みで日本での研修、共同研究等が引き続き実施されるなど、両国の関係者の間で良好な関係が構築されてきた。

今般、前記政府の方針等を踏まえるとともに、インドネシア側からの要請を受け、従前我が国特許庁が知的財産権の審査を中心に協力していた JICA プロジェクト⁵を発展させる形で、平成 27 年（2015 年）12 月から、新たに、インドネシアにおける知的財産の保護体

¹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin_1305.html 参照。

² http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html 参照。同援助方針において、法制度整備支援は、「ビジネス・投資環境改善を促進するためにも、法的予見可能性・安定性の向上を含むガバナンス改善が重要との指摘にも留意する。」として、留意事項の中に位置付けられている。

³ 「法制度整備支援」とは、広義では、各省庁を含む政府、大学、民間企業等の様々な主体による、あらゆる法領域に関わる支援・協力を指すものとも考えられるが、本稿では、主として法務省による支援・協力の文脈で使用することとする。

⁴ インドネシア法務人権省は、入国管理、矯正、人権擁護等の業務を所管しているほか、民事法、刑事法、知的財産法等の所管法令を起草するとともに、他省庁が起草する法案の整合性をチェックする業務等を所管している。我が国の法務省、特許庁、内閣法制局に相当する機能を併せ有する組織であるといえる。

⁵ 特許庁は、平成 6 年（1994 年）から、JICA の枠組みなどを通じて、インドネシアに対し、産業財産権分野での支援を行っており、直近のプロジェクトとしては、平成 23 年（2011 年）4 月から平成 27 年（2015 年）4 月まで、「知的財産権保護強化プロジェクト」が実施された。

制の強化とともに、ビジネス関連法令の起草・審査における整合性を向上させる手続整備を目的として、JICAによる「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」(以下「新プロジェクト」という。)が開始され、現在、本職を含む長期専門家4名がインドネシアに派遣され、活動に当たっている⁶。上記のとおり、法務省が協力するインドネシアにおけるJICAプロジェクトとしては、実に6年ぶりとなるものであることから、本稿では、改めて、これまでのインドネシアに対する法制度整備支援の経緯について簡単に振り返るとともに、新プロジェクトの概要について紹介することとしたい。

2 インドネシアにおける法制度整備支援の経緯

(1) 黎明期

インドネシアに対する法制度整備支援の始まりは、平成10年(1998年)に遡る。1990年代半ばには、既にインドネシア国内においても司法制度改革の必要性が議論されるようになっていたが、平成9年(1997年)のタイ通貨危機に端を発したアジア経済危機がインドネシアにも波及し、平成10年(1998年)には、それまで約30年間続いたスハルト政権が崩壊したことなどをを受けて、憲法をはじめとする司法制度改革が重要な国家的課題として明確に位置付けられ、司法制度改革に向けた動きが加速することとなった。

こうした流れの中で、当初、協力におけるテーマも、インドネシア側の要請に沿う形で、破産法、担保法、裁判内外の紛争解決等の経済関連法が設定され、インドネシア最高裁判所裁判官、検事、法務人権省職員らの参加を得て、日本における研修が実施された。また、平成12年(2000年)には、日本貿易振興会(JETRO)等の主催により、インドネシア独占禁止法研究会が開催されるなどした。

(2) 初期

その後、インドネシアでの法制度整備支援が本格化したのは、前記のとおり、平成14年(2002年)からのことである。この頃から、JICAや法務省等による枠組みに違いはあるものの、毎年、インドネシアの司法・法務関係者らを日本に招いて、研修や共同研究が実施されるようになるとともに、これらと並行して、JICAや法務総合研究所による現地調査が継続的に行われるようになった。

この時期の研修のテーマとしては、主として、両国の司法制度やADRに関する比較共同研究が設定され、インドネシア最高裁判所裁判官、同最高検察庁検事、法務人権省法規総局職員、同省知的財産総局職員、弁護士らの参加を得て行われた。また、平成15年(2003年)には、我が国外務省及びJICAにより、バギル・マナン最高裁判所長官(当

⁶ 平成27年(2015年)12月に、我が国特許庁からインドネシア法務人権省知的財産総局(Directorate General of Intellectual Property。DGIP)に長橋良浩長期専門家が、平成28年(2016年)2月に、我が国法務省からインドネシア最高裁判所に間明宏充長期専門家(裁判官出身)が、同じくインドネシア法務人権省法規総局(Directorate General of Legislation。DGL)に本職(検察官出身)が派遣されているほか、中南米などにおけるJICA長期専門家としての経験が豊富な本多安代長期専門家が本プロジェクトの業務調整員として派遣された。

時)らの招へいが実施されたほか、平成14年(2002年)及び平成17年(2005年)には、ヒクマハント・ユワナ・インドネシア大学法学部教授(当時)の招へいが実施されるなどした。

このように、平成14年(2002年)以降、研修や共同研究等の機会が増えるなどしたことで⁷、インドネシア側との継続的な対話が可能となり、一連の研修、共同研究、現地における協議、招へいにおける意見交換等を通じて、今後、日本側が協力するテーマの絞り込みが行われていった⁸。

(3) 和解・調停制度強化支援プロジェクト

こうした対話が積み重ねられていく中で、インドネシア最高裁判所が強い関心を示したものが、最高裁判所における大量の未済事件の解消であった。この問題に対する方策の一つとして、既存の和解・調停制度をより積極的に活用していきたいとのインドネシア側の強い関心を受けてプロジェクト化されたのが、平成19年(2007年)から平成21年(2009年)まで実施された、JICAによる「和解・調停制度強化支援プロジェクト」である。

このプロジェクトは、インドネシア最高裁判所を支援対象機関とし、①最高裁規則の改正案が作成される、②調停人養成に必要な仕組みが改善される、③裁判所における和解・調停制度が一般に広報されるといった成果を通じて、裁判上の和解・調停制度が改善されることを目標として実施されたもので、日本からは、角田多真紀弁護士がJICA長期専門家としてインドネシアに派遣された。現地では、インドネシア最高裁判所裁判官、同地方裁判所裁判官、弁護士、大学教授、最高裁判所の認証を受けた民間の調停人養成研修機関の代表者らで構成されるワーキンググループが結成されるとともに、日本国内では、プロジェクト活動を支える支援委員会として、草野芳郎学習院大学教授(当時。元裁判官)をはじめとする学識経験者、法曹実務家らで構成されるアドバイザーグループが設置された。

このような体制の下、現地でのワーキンググループ活動、本邦研修、アドバイザーグループの先生方による現地セミナー等の手法を組み合わせる形で活動が進められ、①平成20年(2008年)7月には、裁判上の和解を活性化させるための改正最高裁判所規則(PERMA2008年1号)⁹が施行されたほか、②同年8月から平成21年(2009年)2月にかけて、同改正規則の裁判所における和解・調停制度に即した内容に改善された調停人養成研修担当講師育成研修が実施されるとともに、③数回にわたり裁判所における

⁷ 平成15年(2003年)には、平石努弁護士が、JICA企画調査員としてインドネシアに派遣されるなど、司法分野における本格的な調査も開始された。

⁸ テーマの候補としては、司法の独立、透明性、効率性の確保、未済事件の増大に対する上訴制度の合理化、和解・調停制度の整備、汚職対策の確立、事件管理の改善などが挙げられていた。

⁹ 例えば、①調停手続を経ないでなされた判決は無効、②訴訟当事者が調停人(裁判官(受訴裁判所裁判官を含む)、弁護士、法律学者、非法律家)を選ぶ権利を有する、③調停期間は、原則40日とされ、14日を超えない範囲で延長が可能、④調停が失敗しても、訴訟担当裁判官が判決言渡しまでのあらゆる段階で和解を試みることができるなど、その内容は、日本の和解・調停制度が反映されたものとなった。なお、同規則は、PERMA2016年1号により更に改正されている。

和解・調停制度に関する広報セミナーが実施されるなど、大きな成果が残された。

(4) 新プロジェクト開始まで

平成 21 年（2009 年）に「和解・調停制度強化支援プロジェクト」は終了したものの、インドネシア最高裁判所は、同プロジェクトを契機に我が国に対する信頼を深め、和解及び調停分野に限らず日本の司法制度全般に関して強い関心を抱くとともに、司法制度改革を推進していく上で、引き続き日本から支援を受けたいとの意向を有していた。そこで、法務省では、その後も、独自の枠組みで、毎年、日本に司法関係者を招き、先方の要請に応じたテーマを設定して研修や共同研究を実施するとともに、同プロジェクトのアドバイザーグループのメンバーであった草野教授や稲葉一人中京大学教授らがインドネシアを訪問して日本の和解・調停制度等を紹介する現地セミナーに法務総合研究所国際協力部教官を同行させるなど、同プロジェクトのフォローアップを含め、引き続き、インドネシアの司法分野における協力を継続した。平成 22 年（2010 年）以降、法務省において実施した主な研修等は、以下のとおりである。

- 平成 22 年（2010 年）インドネシア最高裁判所民事部長ら招へい（今後の協力の在り方に関する協議）
 - 同最高裁判所司法研究開発研修所¹⁰ 所長ら招へい（日本及びインドネシアにおける法曹養成制度の比較共同研究）
 - 同最高裁判所副長官ら招へい（知的財産法研究）
 - 法務総合研究所国際協力部教官による現地調査等
- 平成 23 年（2011 年）第 1 回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（日本の法曹養成制度等）
 - 法務総合研究所国際協力部教官による現地調査等
- 平成 24 年（2012 年）第 2 回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（裁判官の人材育成、非訟手続等）
 - 法務総合研究所国際協力部教官による現地調査等
- 平成 25 年（2013 年）法務総合研究所所長らによる現地協議
 - 法務総合研究所国際協力部教官による現地調査等
- 平成 26 年（2014 年）第 3 回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（知的財産、民事保全・民事執行等）
 - インドネシア最高裁判所事務局長らとの共同研究（少額訴訟）
 - 法務総合研究所国際協力部教官による現地調査等
- 平成 27 年（2015 年）第 4 回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（少額訴訟）、シンポジウム開催（テーマ：知財事件訴訟及びインドネシアの裁判実務の現状）
 - 法務総合研究所国際協力部教官による現地調査等

¹⁰ 裁判官の研修等を実施している。日本の最高裁判所司法研修所に相当。

3 新プロジェクト

(1) 新プロジェクトの形成まで

前記の研修、共同研究等と並行して、法務省では、インドネシア側の要請を踏まえるなどして、JICA と協力しながら、現地調査等の機会を通じて、新たなプロジェクトの立ち上げに向けて日本側及びインドネシア側関係機関との協議を重ね、それらの過程で、インドネシア最高裁判所の関心の重点が知的財産分野にあることが判明するとともに、新たに、同法務人権省法規総局から日本政府に対する強い支援の要請があることも明らかとなった。そこで、平成 26 年（2014 年）10 月に実施された、前記 JICA 知的財産権保護強化プロジェクト（脚注 5 参照）に関する終了時評価及び新プロジェクト形成に向けた関係機関との協議のための現地調査等を経て、平成 27 年（2015 年）2 月、正式に、日本政府において、知的財産を軸として、インドネシア最高裁判所、同法務人権省知的財産総局及び同省法規総局を実施機関とする新たな JICA 技術協力プロジェクト案件が採択されるに至った。

その後、新プロジェクトに関する技術協力事業合意文書（Record of Discussion: R/D）¹¹の締結に向けて、各実施機関と細部を詰めるための詳細計画策定調査などの準備が進められ、同年 7 月には、JICA とインドネシア最高裁判所との間において、同年 8 月には、同じく同法務人権省との間において、それぞれ、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」に関する R/D が締結され¹²、同年 12 月から同プロジェクトが開始された¹³。

(2) プロジェクトの概要

新プロジェクトの概要は、以下のとおりである。

【期間】2015 年 12 月～2020 年 12 月（5 年間）

【実施機関】インドネシア最高裁判所、同法務人権省知的財産総局及び同省法規総局

【上位目標】知的財産法を含むビジネス関連法の法的整合性及び法執行手続が改善する。

【プロジェクト目標】知的財産法について法的整合性を向上させる体制が整備され、知的財産を保護する体制が強化される。

【長期専門家】4 名（検察官出身者、裁判官出身者、特許庁出身者、業務調整）

【日本側協力機関】法務省、最高裁判所、特許庁、アドバイザーグループ

新プロジェクトは、インドネシアにおける知的財産の保護体制を強化するとともに、知的財産関連法令の起草・審査における整合性を向上させる手続整備を目的としている。

¹¹ 日本及び相手国政府が締結する条約その他の国際約束に基づき技術協力を実施するに当たり、両国の実施機関において、具体的な実施条件等について合意した事項を記録した文書。

¹² 新プロジェクトの実施機関は、インドネシア最高裁判所、同法務人権省知財総局及び同省法規総局の三機関であるが、後二者はいずれも法務人権省内の部局であるため、R/D は、最高裁判所及び法務人権省との間で各 1 通が作成された。

¹³ 新プロジェクトの開始日は、R/D 上、「最初に長期専門家が派遣された日」とされたところ、インドネシア側の手続の事情により、まず長橋専門家が平成 27 年（2015 年）12 月 21 日にインドネシアに着任したことから、同日をもって新プロジェクト開始となった。

知的財産の保護体制の強化とは、これまでの我が国特許庁による協力が成果を上げてきた、審査官の能力向上や利用者が知的財産関連情報を取得するに当たっての利便性の更なる強化を通じて、知的財産を取得する過程の予見可能性を高めることに加え、知的財産の訴訟を担当する裁判官の能力向上等を通じて、知的財産の事件処理の予見可能性も高めることで、知的財産をめぐる行政手続の段階における保護体制だけでなく、紛争が処理される裁判手続の段階における保護体制をも強化することを目指すものである。また、整合性が確保された法令が整備されれば、それだけ法の運用における裁量の幅を狭めることにつながり、ひいては、行政及び司法のいずれの局面における予見可能性を高めることにもつながる。そこで、法令の整合性の向上という観点から、知的財産に関連する法令を題材としつつ、法令の起草・審査担当者において、より整合性をもった法令の起草・審査を行うのに役立つような手段、枠組みを整備することを目指そうとするものである。こうしたプロジェクトの目標が達成されることを通じて、その先に見据える長期的な目標として、知的財産法を含むビジネス関連法令の法的整合性がより高まるとともに、それら法令の運用、執行手続の改善につながることを目指している。

そのための具体的な活動として、例えば、インドネシア最高裁判所を実施機関とする活動では、知的財産事件を担当する裁判官の研修カリキュラムの策定、同研修で用いられる教材の作成などが、インドネシア法務人権省知的財産総局を実施機関とする活動では、審査基準の見直しや上位の審査官の人材育成などが、同省法規総局を実施機関とする活動では、法令の整合性確保のための執務資料等の作成やこれらを活用した研修の実施などが予定されている。また、同省知的財産総局及び同省法規総局双方に関わる活動として、近時改正法が成立した著作権法または成立見込みとされている特許法若しくは商標法に関する下位法令の策定などが想定されている。

これらの活動は、基本的には、主として実務を担当する者らで構成されるワーキンググループでの活動、日本での研修、インドネシア現地でのセミナーなどの手法を組み合わせることで進めていくことが想定されているが、各実施機関によって、これまで日本による協力を受けてきた経験の有無、協力の手法等においてそれぞれ違いがあることから、具体的な進め方については、各実施機関の実情に応じて検討し、カスタマイズしながら進めていくことになろう。

このほか、日本側の体制としては、新プロジェクトにおいても、日本国内に、法曹実務家、大学教授らで構成されるアドバイザーグループが結成され、同グループの委員に、ワーキンググループや現地専門家との協議に参加いただいたり、本邦研修及び現地セミナーにおける講師を務めていただいたりするなどの機会を通じて、各分野における高度な専門的知見を提供していただくことで、本プロジェクトに御協力いただく予定である。

なお、前記のとおり、先に着任した長橋専門家に加え、平成28年（2016年）2月に、間明専門家、本多専門家、本職が着任し、同月から、長期専門家4名揃っての体制がスタートした。本プロジェクトは実施機関が三機関に分かれており、各機関からそれぞれ

オフィスの提供を受けているが、各オフィスの使用上の制約、専門家同士が情報共有を行う場の確保の必要性などを考慮して、別途、外部に共通オフィスを設置した。現時点では、長橋専門家及び本多専門家は法務人権省知的財産総局内のオフィスを、間明専門家は共通オフィスを、本職は同省法規総局内のオフィスをそれぞれベースとして活動し、各オフィスに現地スタッフ各1名と一緒に勤務する体制をとっているが、本プロジェクトとしてどのような執務体制で行うのが最適であるのかについては、今後、各実施機関において具体的な活動を進めながら検討していくことになるであろう。

4 終わりに

本年5月4日には、岩城光英法務大臣がインドネシアを訪れ、ハッタ・アリ最高裁判所長官及びヤソンナ・ラオリー法務人権大臣との間で、日本とインドネシアの司法・法務分野における協力関係について親密な会談がなされ、同協力関係の一層の強化を確認し合うとともに、同大臣及び同長官をはじめとする両国の司法・法務分野等の関係者を招いて、これを祝う式典が催された。詳細については、おって本誌上にて報告がなされるものと思われるが、この度の新プロジェクトは、言うまでもなく、そうした長年にわたる両国の司法分野の多くの関係者の地道な交流によって築き上げられてきた信頼・協力関係の礎の上に成り立っているものでもあることを改めて銘記しておきたい。

今般、開始された新プロジェクトは、従前から行われてきたインドネシアにおける知財分野に関する日本による協力について、新たに法・司法の側面からもこれを一層強化しようというものであるが、このことは、インドネシア側の関係機関に対し、相互にこれまでの垣根を超えてより積極的な接点を見出してみよう働きかけていくことを意味すると同時に、日本側の関係機関にとっても、同様のことが求められることを意味する。こうした枠組みは、大げさに言えば、これまでの法制度整備支援の経緯に照らして初めての試みであるというだけでなく、新プロジェクトに関わる関係者全てにとって、新たな、かつ挑戦的な試みでもあろう。

新プロジェクトは、端緒についたばかりであり、今後、手探りの中で、それぞれの活動を一步ずつ進めていくことになる。全てが試行錯誤しながら進めていく状態にあるといっても過言ではなく、それだけに、末永く、新プロジェクトに対する皆様の御理解と御支援を賜りますようお願いし、本稿を締めくくることがとしたい。